

## 第2章 ザンビアの領土形成と土地政策の変遷

著者	大山 修一
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) <a href="http://www.ide.go.jp">http://www.ide.go.jp</a>
シリーズタイトル	研究双書
シリーズ番号	620
雑誌名	アフリカ土地政策史
ページ	63-88
発行年	2015
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2344/00011140">http://hdl.handle.net/2344/00011140</a>

## 第2章

# ザンビアの領土形成と土地政策の変遷

大山 修一

### はじめに

現代のアフリカにおいて、人口の急激な増加、農耕地や都市の拡大、再入植計画、国内外の企業活動の活発化などによって土地取得が盛んになり、土地の分譲や土地権利の保証が重要な問題となっている（Gulliver 1961; von Blanckenburg 1993; Sjaastad and Bromley 1997; Moyo 2007）。多くのアフリカの国々と同様に、ザンビアの土地制度には土地所有証明書（title deeds）による私有と慣習地（Customary Land）における土地の共同保有という二重性が存在する（Mvunga 1980; Le Roy 1985; Firmin- Sellers and Sellers 1999; Benjaminsen and Lund 2003; Maganga 2003）。土地所有証明書に基づく私有では、土地の売買が可能であり、固定資産に対する税金の支払いが義務となっている。他方、慣習地における土地の共同保有では、慣習法が土地の使用権を規定し、国家の権利証書は存在せず、土地に対する税金の支払いも行われないうのが一般的である。慣習法は植民地時代の名残であり、アフリカの諸社会から純粹に生み出されたものではなく、民族集団の独自性から表出しているものでもないという（Le Roy 1985）。

ザンビアでは、1995年に成立した土地法によって、慣習地における土地所有証明書の発行が認められ、土地の私有化が進められている。この手続きには、伝統的権威（traditional authorities）が関与しているものが多く、また、

伝統的権威であるチーフが外部者に対して土地を分譲しているケースもある（大山 2009; 2015）。慣習地における土地の分譲は、住民の居住や作物の栽培、家畜の放牧といった人々の生計活動や生存のための手段とぶつかり、農村における土地の共同保有のあり方に混乱が生じている。土地の囲い込みによって、人々の立ち退きや耕作地の制限が起き、農村における人々の生活——農耕や森林産物の採集、食生活——に大きな影響が及ぶこともある（大山 2011）。

ザンビアには73の民族が存在し、それぞれがチーフや村長といった伝統的権威の社会システムをもっている。現在、各民族の社会構造をみると、パラマウント・チーフを頂点とする集権的な社会から、親族集団やクランの長をチーフとする分節的な社会まで、幅広く存在する。それぞれの民族社会には一人もしくは複数のチーフが存在する。ザンビアでは、2014年に急逝したサタ前大統領が各民族社会のチーフを中心として地域開発を進めることを言及し、各地方出身の国会議員にチーフとの連携を要請していた（Times of Zambia 2012a）。土地の分譲や私有化に関しては、それぞれの民族社会あるいはチーフが、独自のやり方で土地権利の付与を進めている。ザンビアでは国家、企業による土地の大規模取得も行われており（Chu 2013）、新聞報道では、国家による土地の接収や企業に対する土地の分譲、土地問題をめぐる争議が頻繁に取り上げられる（Times of Zambia 2012a; 2012b; 2013; 2014; *The Post* 2013など）。ザンビアにおける土地制度の二重性と現代の土地問題の根源は、ザンビアが独立する以前の北ローデシアの占領と領土の形成、そして、その後の植民地統治とヨーロッパ人の入植と強く関係している。

本章では、ザンビアにおける2000年代以降の土地権利の混乱を理解するため、北ローデシアの占領と植民地時代の統治にまで遡り、1890年に始まるイギリス南アフリカ会社による占領と統治、ヨーロッパ人の入植、鉱山開発と入植者への土地の分譲をみていく。また、土地の所有権をめぐる植民地政府とイギリス南アフリカ会社との論争をみたうえで、現在の土地制度の基礎となる1947年における土地制度の確立と土地の分類作業を検証し、ザンビアが

独立した1964年以降、カウンダ政権による1975年土地法、チルバ政権下の1995年土地法の成立までの土地政策の変遷を検討する。

## 第1節 BSAC による領土の獲得

1886年、南アフリカで金の鉱脈が発見された。セシル・ローズはダイヤモンド鉱山を手中に収めた勢いで、金鉱山の開発会社に投資し、莫大な利益を得て、南アフリカ連邦の成立をめざした。ローズは投資と貿易に対する英国の庇護を必要とし、1890年にケープ植民地の首相に就任し、ケープタウンからカイロまでをつなぐ領土の獲得と大陸縦断鉄道の建設という壮大な計画を立てた (Gann 1958, 45)。

1889年、ローズは30年以上にわたって悲願であった大英帝国の特許を取得し、特許会社の名前はイギリス南アフリカ会社 (British South African Company. 以下、BSAC) となった。英国には18世紀後半以来レッセフェールによる放任主義の時期があり、「夜警国家」と「安価な政府」というイデオロギーが強く存在することもあった (長島 1989, 104)。そのイデオロギーが、1914年の第一次世界大戦と1929年の世界大恐慌をきっかけに介入主義へと変化する (秋田 2012, 193)。この変化の時期に、BSAC は1924年まで北ローデシアを統治した。

BSAC による統治は、英本国にとっても利点があった。政府は本国の納税者に負担をかけず、リスクを負う必要もなかった (Gann 1958, 48)。1891年には、ヨーロッパ列強、とくにポルトガルとドイツによって、ザンベジ川の北側が占領されようとしていた。BSAC が計画を実現に移すため、この地域の占領は重要課題であった。ザンベジ川の北部、すなわち、現在のザンビアの土地そのものは、金やダイヤモンドといった鉱物資源に乏しく、それほど魅力的ではないと考えられていたが、ローズは領土の獲得をめざした。

19世紀の後半に、ザンビアにおける銅の存在は探検家の報告によって英国

では有名であった。BSAC はアフリカ人社会のチーフに対して領土の保護を約束し、次々と鉱物開発に関するコンセッションを結んだ (Roberts 1976, 159)。現地社会には、必ずしも、チーフやパラマウント・チーフといった伝統的権威が存在するわけではなかった。南部州にひろく居住するトンガ人社会では、植民地化以前にチーフは存在せず、植民地時代につくられた (児玉谷 1999)。実際には民族社会の権力者でなくても、BSAC は権力者とみとて交渉を行うこともあった。

ローズの要求に従って、1891年に英政府は BSAC の活動域をザンベジ川の北側でベルギー領コンゴの境界までと設定し、ニアサランド (現在のマラウイ) を除くことにした。ローズはベルギー領コンゴとの競合に敗れて、銅の産出地であるカタンガ周辺の土地を獲得できず、その領土、現在のザンビアの国土は、いびつな形となった (Roberts 1976, 162)。この領土は、セシル・ローズの名前をとって、バロツエ王国の領地を中心とする地域は北西ローデシア (以下、NWR)、ンゴニ王国やベンバ王国の領域を主とする地域は北東ローデシア (以下、NER) と名づけられた。ローデシアという名称は以前から、非公式に使用されていたが、BSAC がこの名称を付与したのは1895年5月のことであり、英政府が公式に名称を使用したのは1898年のことであった (Galbraith 1974, 309)。

1896年まで、NWR と NER の両方の領域における BSAC の占領と統治は国際法における位置づけが不明瞭であった (Roberts 1976, 163)。両方の領域には英国から総督は派遣されず、行政評議会 (Executive council) も設置されていない。隣国ニアサランドの弁務官 (Commissioner)、ジョンストン (Johnston Henry Hamilton) はローズとの個人的なつながりで、両領域における BSAC の統治を認めていた (Buell 1965)。ローズはジョンストンを BSAC の従業員とみなし毎年、1万ポンドを支払った (Galbraith 1974, 231)。ザンベジ川より北側の土地を占領することは、ジョンストンにとっては英本国の利益のため、ローズにとっては BSAC の利益を得るため、両者の利益が一致したのである。つまり、BSAC は英王室によって認められた特許会社であっ

たが、NER および NWR の領土はともに1896年まで英政府の管理下になかった (Galbraith 1974, 339)。BSAC はニアサランド弁務官との個人的なつながりで、北ローデシアにおける初期の統治を進めたのである。

英政府は BSAC に対して、1899年の勅令によって NWR の統治、1900年の勅令によって NER の統治を認め、1889年のアフリカ勅令 (African Order in Council) の規定よりも統治体制を明確にした。この勅令によって、NER と NWR において、アフリカ人同士の争議を除き、英国の法律が適用され、法律と適合するかぎり、アフリカ人社会のチーフの役割を認めた (Gann 1963, 93)。

## 第2節 BSAC の統治期

### 1. 北西ローデシア (NWR) の統治

NWR のバロツエランドを中心とする地域については、原住民社会とのコンセッションによる土地の取得が中心であった。英国人探検家ハリー・ウェア (Harry Ware) は1889年にロジ王国のパラマウント・チーフであるレワニカ (Lewanika) (在位1878~1884年, 1885~1916年) と会い、衣類や毛布、ライフル銃といった供物を献上し、その領地における鉱物の採掘権を受け取るという確約を得た (Roberts 1976, 160)。ロジ王国は大西洋 (現在のアンゴラ) から東へ進んでくるポルトガル、そして、南西アフリカ (現在のナミビア) から北上してくるドイツの脅威、近隣民族のンデベレとの戦闘に苦慮していた。ロジ王国は、好意的に接してきた英国に対して、庇護を求めたのである (Caplan 1968)。

ウェアの得た確約に基づき、BSAC はバロツエランドの土地権利を主張し、1890年、レワニカより領土内の採掘権と商業権に関するコンセッションを取得する。このコンセッションは、結んだ BSAC の従業員の名前からロック

ナー・コンセッション (Lochner Concession) と呼ばれる (Galbraith 1974, 217; Grotper, Siegel, and Pletcher 1998)。ロジ王国のチーフ・レワニカはコンセッションにサインする際、英国の庇護を求め、ビクトリア女王とのコンセッションだと考えており、BSAC との採掘権や商業権の取引だという認識はなかった。

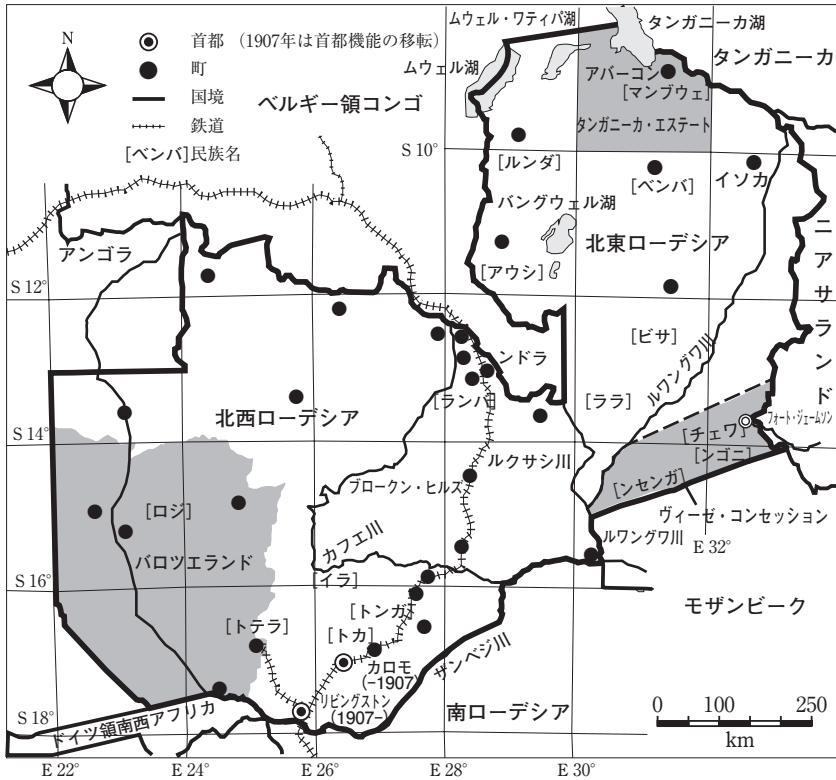
BSAC は1890年、アンゴラを占領するポルトガル政府とのあいだで、境界に関する条約を結ぼうとし、その境界線として東経20度を主張した。BSAC が締結しようとした条約は、バロツエ王国に対して英国の支配下に入ることを要求するものであったが、ポルトガルは自国に帰属すると主張した。NWR の西側の境界線については未確定のまま、その境界線の問題を1903年、イタリア王室の仲裁に委ねることになった。1905年には両政府の折衷案である、東経22度線を境界線とすることで、英国とポルトガルの両政府のあいだで合意がなされた (Galbraith 1974, 222)。その境界線はいまでも、ザンビアとアンゴラの国境となっている。

1899年11月に英政府が発効させた勅令によって、BSAC はNWR を統治することになった。NWR の領域は、実際にはバロツエランドよりも大きな地域であり、具体的には、カフエ川までの行政権を取得した (図2-1)。BSAC によるNWR の統治は南アフリカのイギリス高等弁務官 (High Commissioner) の管理下で行うべきことが定められた (Gann 1958, 62)。

1900年には、BSAC はロジ王国のパラマウント・チーフであるレワニカとのあいだに、NWR の鉱物・商業に関するコンセッションを獲得した。この取引は、レワニカ・コンセッション (Lewanika Concession) として知られる。このコンセッションの条件では、BSAC はヨーロッパ人入植者に土地を分譲でき、レワニカが入植者への土地分譲に対して認可を下すことになっていたが、英本国の権力や法律と矛盾しないかぎり、現地の法律や慣習は尊重され、自治権が認められた。

NER 領に編入されていた、カフエ川とルワングワ水系とのあいだの地域を、BSAC は1905年にNWR 領へと変更した。この地域では銅が多く産出し、

図2-1 1900年代における北ローデシアの地勢



(出所) 筆者作成。

(注) 図中の網掛けにした地域は、本文中で記載したコンセッションやエステートの地域を示す。

フロークン・ヒルズやンドラの周辺で銅鉱山の開発が始まる一方で、銅を輸送するための鉄道路線が建設されようとしていた。この地域の土地は、後述するように、NWR 領と NER 領に挟まれた中間地域であり、自動的に BSAC の管理下に入った。BSAC によるこの地域の領有権は、著名な探検家ジョセフ・トムソン (Joseph Thomson) の結んだコンセッションに基づいていた。トムソンはセシル・ローズに雇われ、1890年にはビサヤアウシ、ララ、ランバといった民族の領域を訪ね歩き、これらの民族とコンセッションを結んだ。



BSAC はその後、トムソンのコンセッションに基づき銅鉱山の開発と鉄道の建設を進めようとしたが、保管されていたトムソンが結んだコンセッション契約は、14単語しか書かれていない非常に曖昧なもので、鉱物資源については記載がなかった（Gann 1958, 56-57; Grotper, Siegel, and Pletcher 1998）。そのため、BSAC はトムソン・コンセッションに準拠した土地の接収や鉱山開発をあきらめ、1906年に採掘権を認めているロジ王国とのロックナー・コンセッションに依拠するため、中間地域をNWR領に編入することにした。

1909年には、バロツエランドを保護地（reserved area）に指定することで、BSAC とロジ王国の両者が合意に達し、バロツエランドの自治権をレワニカに与えた（Roberts 1976, 181）。その領地は、レワニカとの話し合いによって、カフエ川の湾曲部まで拡張され、トテラやイラ、トカといった民族が居住する領域についてもバロツエランドに編入された（Mvunga 1980, 8；本章図2-1）。

1900年に締結されたレワニカ・コンセッションは、1911年と1924年の勅令で追認され、原住民居留地としてのバロツエランドの特別な位置づけは、BSAC によって認められた。この位置づけは、北ローデシアの統治が1924年に英王室へ移管されてからも、英国植民地政府によって継承された（Mvunga 1980, 8）。

## 2. 北東ローデシア（NER）の統治

BSAC は1891年、英政府と交渉し、NER とニアサランド保護領との境界線が確定した（Roberts 1976, 162）。また、BSAC はニアサランド弁務官と総領事（Consul-general of British Central Africa）から認証を受け、1893年にアフリカ大湖会社（African Lakes Corporation）からタンガニーカ・エステート（Tanganyika Estate）を獲得する。エステートの土地はアバーコンとイソカの周辺であり、面積は1万1163平方キロメートルであった（Grotper, Siegel, and Pletcher 1998）。この取引によって、NER の領土の大枠が決まった。NER には、ベンバヤンゴニ、ルンダという民族の強大な王国が存在した。BSAC

はNWRのロジ王国とコンセッションを締結し、ロジ王国に自治権を認めた  
が、NERの王国については、時に武力を使って征服し、実効支配をめざした。

ベンバ王国は周辺地域から奴隷を集め、東アフリカ海岸のアラブやスワヒ  
リの商人と奴隷や武器の交易に従事していた(Langworthy 1972, 103)。BSAC  
はこれらの商人を攻撃し、ベンバ王国の経済基盤を破壊した。ベンバ王国は  
英国の圧倒的な軍事力をまえに、激しい戦闘を交えることなく、1899年に征  
服された(Roberts 1976, 164-165)。1901年には、NERにおいて小屋税が課税  
され、成人男性は1軒の小屋につき3シリングの支払いが義務になった  
(Meebelo 1971, 86)。一方、ルンダ王国のチーフの一人、カゼンベはイエケ王  
国との戦闘で弱体化していた。1895年にアラブやスワヒリの商人が英軍に敗  
れると、カゼンベは象牙取引を放棄し、英国の軍事力をまえにベルギー領コ  
ンゴに逃亡したのち降伏する。

しかし、北ローデシアのルワンダ川の上流に位置していたンゴニ王国は、  
戦士集団をもち(Langworthy 1972, 125)、すぐには降伏しなかった。1897年  
に勃発した両者間の戦争は、1885年にンゴニのパラマウント・チーフである  
ムペゼニ(Mpezeni)が自分の領地においてドイツ人のカール・ヴィーゼ  
(Carl Wisse)に自由な交易と狩猟を認め、大規模なコンセッションを与えた  
ことに由来する(Roberts 1976, 168)。この土地は英国とポルトガル領の境に  
隣接しており、面積は1万平方マイル(2万5860平方キロメートル)であった。  
1891年にポルトガルとのヴィーゼ・コンセッション(Wiese Concession)によ  
って、この土地は英領に編入された。金の埋蔵に関するヴィーゼの情報に基  
づき、北チャーターランド開発会社(North Charterland Exploration Company)  
がロンドンに創設され、高い値段で採掘権を取得した(Roberts 1976, 168)。

北チャーターランド開発会社は1896年にムペゼニの許可を受け、金の鉱脈  
を探し始めた。この動きに対して、ムペゼニの息子が1897年12月に挙兵し、  
BSACのヨーロッパ人技術者とカール・ヴィーゼを監禁した。ニアサランド  
弁務官は1898年1月に軍隊を派遣し、ムペゼニは英国の圧倒的な武力に降伏  
し、英国はンゴニの広大な領地を支配下に収めることになった(Tembo

2010)。この征服によって、カフエ川より西側のNWRの地域と、ルワンダ川  
の東側を支配下に収め、両方の川に挟まれた地域については、ポルトガ  
ルやドイツなど他国からの反対もなく、BSACの支配下に入り、NER領に  
編入された (Roberts 1976, 169)。

北ローデシアではヨーロッパ人の入植が進まず、また、入植するヨーロ  
ッパ人農家のほとんどは、資本をもたない者であった。そのため、BSACは入  
植者に対して土地を安価に分け与え、入植を奨励する政策をとった。北ロー  
デシアには販売できる土地が広大に存在することもあり、1910年、1エー  
カー (4047平方メートル) の土地の払い下げ価格はわずか3~8ペニーであ  
った。しかし、この払い下げ価格が低く抑えられ続けた結果、入植者の購入  
した土地の価格上昇が妨げられ、入植者の土地に対する投資意欲を阻害す  
ることになった (Gann 1958, 144; 1963, 127-128)。資本が欠如し、市場もなく、  
通信手段や鉄道も未整備であった。農業機械の導入も進まず、集約的な農業  
経営に対するインセンティブも低かった。そのため、農業開発地域は、コッ  
パーベルトから現在の首都ルサカ、リビングストンを結ぶ鉄道沿線、フォ  
ート・ジェームソン (現在の東部州の州都チパタ)、アバーコン (現在の北部州の  
ムバラ) の3カ所に限られた (Roberts 1976, 183; 本章図2-1)。

1900年、北東ローデシア勅令は、BSACによるNERの統治を正式に認め  
た (Grotper, Siegel, and Pletcher 1998)。統治責任者を定め、英本国との緊密  
な連携と報告の遵守、ヨーロッパ人に対する行政、警察と原住民弁務官 (Na  
tive Commissioner) による法の遵守と社会秩序の維持に努めるとともに、ヨー  
ロッパ人に入植地を分譲する際には、アフリカ人が生活するのに必要な代替  
地を確保することを求めた (Gann 1958, 136-137)。この勅令に従って、BSAC  
は「土地および証書登記に関する規則」 (Lands and Deeds Registry Regulations)  
を定め、土地の権利を保証する登記手続きを確立しようと意図した。その第  
2項には、領内のすべての土地はBSACに帰属することが記されていた  
(Mvunga 1980, 5)。

### 3. BSAC と英植民地政府との論争

BSACの「土地と証書登記に関する規則」は1905年に英政府によって無効とされたが、BSACは引き続き、土地を分譲し続けた(Mvunga 1980, 5)。BSACは、各民族社会のチーフより取得したコンセッションを根拠に、NERの土地をヨーロッパ人入植者に分譲したのである。コンセッションは鉱物の開発に限定したものであり、土地の分譲を認めるものではなかった。鉱物開発のコンセッションをもって、ヨーロッパ人に土地を分譲することには法律上の矛盾があり、その矛盾によってBSACのもつ土地権利の正当性に対して疑義が生じることになった。

土地分譲の正当性に関する議論は、BSACによる行政権の正当性にも及んだ。植民地省(Colonial Office)は1899年、東アフリカ保護領(現在のケニア)において、アフリカ人が使用する放牧地や移動耕作地などを含む空白地に対する所有権は英王室に帰属するという見解を出し、英王室の権威と植民地の土地との明確な関係を示した。1901年、この植民地の位置づけはニアサランドでも認められ、ヌナン首席判事(Nunan Chief Judicial Officer)によって、植民地のすべての土地は英王室に帰属するという判断が下された(Mvunga 1980, 6)。

1911年の勅令によって、NERとNWRは合併されて、北ローデシア(Northern Rhodesia)となり、そののちもBSACが統治を続けた(Grotper, Siegel, and Pletcher 1998)。その際、原住民居留地であるバロツエランドにおけるロジ王国の自治権を認めた。この勅令によって、BSACが北ローデシアの統治責任者を定め、英本国の国務大臣による承認を受け、統治を進めることが可能となった。

1919年に、大英帝国の植民地および保護領に対する最高決定機関である枢密院(Privy Council)が、南ローデシアの土地をめぐる論争に決定を下した。この論争では、南ローデシア(現在のジンバブウェ)における非占有地は誰

のものなのか議論された。BSACの主張は、最初に占有した人間、つまりBSACとそこから所有権を購入した入植者が土地の権利を所有するというものであった。しかし、枢密院は「土地の占有、すなわち、所有というわけではない」と、BSACの主張を退けた。BSACは枢密院の決定に反論したものの、その決定が覆ることはなかった(Mvunga 1980, 6)。枢密院は北ローデシアについても、植民地(Dominion)を所有できるのは英王室に限定すると判断を下した。英政府の勅令やコンセッションによる裏づけない土地について、BSACの権利は無効であり、BSACによる権利付与のみではその土地の所有権は無効であると判断されたのである。

1923年、BSACが北ローデシアの土地の権利を英政府に移管することを合意した。その合意のなかで、バロツエランドの位置づけが確認され、ロジ王国の自治権は引き続き、認められた。BSACは旧・NERの土地のうち旧・タンガニーカ・エステートの土地については、1893年にニアサランドの総督と総領事から承認を受けたことを理由に土地の権利を主張し、その権利が認められた。また、BSACが1895年に北チャーターランド開発会社に譲渡した1万平方マイルのコンセッションの権利も、引き続き認められた。この権利は、1928年に、王領地と原住民居留地に関する北ローデシア勅令のなかで正式に認められた。

### 第3節 英領植民地期

#### 1. 原住民居留地と王領地の創設

1924年の勅令によって、BSACによる北ローデシア統治は終了した。BSACより英植民地政府に統治が移管され、北ローデシアは英国の直轄植民地(Crown Colony)となった。その結果、総督と行政評議会が英王室により選出された。また、原住民居留地におけるロジ王国の位置づけについても確

認された。1924年の勅令では、英本国の法律と抵触しないかぎり、現地の慣習法を尊重すること、武器・弾薬の所持、飲酒を除き、いずれの法律においても人種で差別しないことが明記された (Grotper, Siegel, and Pletcher 1998)。

1億8428万8000エーカーの領土のうち、1924年において北チャーターランド開発会社の所有地は640万エーカー (3.5%) であり、BSACは275万8400エーカー (1.5%) を所有していた。そして、265万4227エーカー (1.4%) がヨーロッパ人入植者に分譲され、その土地面積の割合は6.4%であった (His Majesty's Stationery Office 1926)。

英植民地政府はBSACによる統治の終了後、北ローデシアの財政的な自立をめざしたが、北ローデシアの輸出額は英植民地のなかで、ニアサランドに次いで少なかった。つねに赤字を生み出すなか、初代のスタンレー総督 (Governor Stanley Sir Herbert James; 在任1924~1927年) は北ローデシアを、それまでに行政に携わった南ローデシアや南アフリカのように「白人の国」として開発しようとした。植民地政府は、土地が肥沃で、交通の便がよい、南部のリビングストーンからベルギー領コンゴのカタンガを結ぶ鉄道沿線にヨーロッパ人用の土地を設定し、ヨーロッパ人に自由土地保有権を与えた (Mvunga 1980, 28)。ヨーロッパ人の入植にともないアフリカ人を移住させれば、アフリカ人がヨーロッパ人の安価な労働力となることが意図された (Roberts 1976, 183)。

1924年に植民地政府はBSACからの統治の移管に応じて、勅令を履行するため、東ルワンダ州の北チャーターランド・コンセッション (North Charterland Concession) の土地640万エーカーにおいて原住民居留地を設定すべく、委員会を設立した。しかし、ンゴニ王国のパラマウント・チーフから意見を聴取することなく、原住民居留地について議論がなされたため、アフリカ人の意見聴取方法について疑問が呈された (Mvunga 1980, 12)。スタンレー総督は、原住民居留地にアフリカ人を移動させ、ヨーロッパ人と完全に分離するのではなく、ある程度の接触をもつことがアフリカ人の利益になることを主張したが、原住民居留地の土地権利をアフリカ人に限定することに

については反対した。総督は、面積や土地所有の年数など、アフリカ人の同意があれば、ヨーロッパ人が原住民居留地の土地を取得してもよいだろうと考えていた。

総督の意見を取り入れ、北ローデシア植民地政府によってつくられた原住民居留地のコンセプトは1928年勅令によって認められた。その骨子は、以下の3点である (Mvunga 1980, 15-16)。①原住民居留地は、永年にわたって、原住民であるアフリカ人の居住地である。②非アフリカ人、つまりヨーロッパ人も原住民居留地を取得できるが、それは総督が原住民の利益に資すると判断したときのみで、その場合にも、土地の使用は5年間のみに限る。③鉱山開発は許されるが、それにとまなう原住民への不当な干渉は認めないというものであった。

1928年勅令によって、ヨーロッパ人用の王領地 (Crown Land) とアフリカ人用の原住民居留地 (Native Reserve) が設定された。原住民居留地においては現地住民が土地を取得し、慣習法にのっとった権利を行使し、利益を享受することができた。他方、王領地は慣習法の適用外となり、英王室のみが、希望するヨーロッパ人入植者に土地を分譲することができた。王領地は英国の法令に準拠され、その居住者には英王室より自由土地保有権、あるいは土地リース権が付与された (Mvunga 1980, 16)。

王領地と原住民居留地が設置された結果、1928年から1930年までのあいだに6万人のアフリカ人が原住民居留地へ移住することになった。原住民居留地は農耕に適さず、人口過密であることがすぐに露呈した (Roberts 1976, 183)。北ローデシアの伝統的な農耕システムは粗放的で、畑や居住地を頻繁に移動する必要があったが、土地不足のため移動は制限された。原住民居留地では過耕作により土壌が荒廃する一方で、王領地におけるヨーロッパ人の入植は進まず、土地は放置された。原住民居留地に追い込まれた人々、とくに青・壮年世代のアフリカ人男性は人頭税の支払いのため現金収入を必要とし、鉱山やヨーロッパ人農場へと出稼ぎに向かい、ヨーロッパ人の期待どおり安価な労働力を提供することになった。

スタンレー総督の後任となったマックスウェル総督 (Maxwell Sir James Crawford; 在任1927~1932年) は1931年以降、自由土地保有権から土地リース権へと切り替えるようになった。これまで、入植者は土地を占有してから5年後までに土地の開発を進め、土地の権利を申請すれば、自由土地保有権を取得することができた。しかし、土地リース権は自由土地保有権とは異なり、99年間という期間が定められており、資産価値は低いと考えられた。一方、入植を奨励するために、999年の土地リース権が付与される農地もあった (Gann 1963, 216; Mvunga 1980, 27-28)。

自由土地保有権から土地リース権への変更の理由は二つあり、その一つは自由土地保有権の付与によって、分譲する土地が減少し、将来の入植者に不利益を及ぼす可能性があること、二つ目は、相続人の範囲に制限のない絶対的所有権 (fee simple) によって、アフリカ人が王領地の土地を取得するようになる、土地制度が立ち行かなくなるという懸念があったためである。マックスウェル総督が進めた土地リース権への切り替えについて、ヨーロッパ人入植者たちは土地に対する、自らのもつ権利が弱体化すると反発した。1950年代には、英国人入植者の反発が強まり、1960年の王室譲渡条令 (Crown Grant Ordinance) によって、土地リース権から自由土地保有権へとふたたび変換された (Mvunga 1980, 29)。

## 2. 原住民信託地の設置

北ローデシア統治の移管後、チーフや村長は領内における自治を認められていたが、新たな規則をつくる場合には、英国人の県長官 (District Commissioner) の承認が必要であった。実際には、県長官の権限は強く、ロジ王国のバロツエランド以外では、チーフによる自治権は認められていなかった。1929年には北ローデシアで原住民統治機構条令 (Native Authorities Ordinance) が発布された。翌年に各民族のチーフや村長が原住民統治機構に組み入れられた結果、英植民地の行政を担い、間接統治が進められることになった



(Grotmeter, Siegel, and Pletcher 1998)。この条令はチーフによる行政と司法の役割を認め、チーフは役人 (clerk), 裁判補佐 (court assessor), 使者 (messenger) を組織することが可能となった。また、「部族の土地」(tribal land) に対する権利が各民族の原住民統治機構に認められた (Meebelo 1971, 187-188)。

北ローデシアでは、ヨーロッパ人に分譲された王領地と、アフリカ人用の原住民居留地が存在したが、大部分の「部族の土地」はどちらにも分類されていなかった。ヨーロッパ人入植者は1万人前後を推移し、王領地への入植が進まなかった (His Majesty's Stationery Office 1935)。北ローデシアにおける歳出と歳入のバランスをとるためには、入植者の増加が必要であった。そのため、ヤング総督 (Young, Sir Hubert; 在任1934~1938年) は北ローデシアに原住民信託地 (Native Trust Land) の制度を導入することを試みた。ヤング総督は1934年に北ローデシアの総督になる以前、ニアサランド保護領の総督を経験したこともあって、ニアサランドの土地制度を北ローデシアに導入することを考えたのである。

原住民居留地と原住民信託地のちがいは、ただ一つ、ヨーロッパ人への権利保証の年数であった。原住民居留地におけるヨーロッパ人の使用権は最長で5年間であったのに対し、原住民信託地の使用権は最長99年にも及んだ。ヨーロッパ人に対して原住民居留地や原住民信託地の土地を分譲することには規制がかけられたが、総督の認可があり、公にも資すると判断されたときには、土地の分譲が認められた。しかし、どちらの権利も英本国の国務大臣 (Secretary of State) に帰属した。

1941年、植民地の統治を管轄する国務大臣モイネ (Lord Moyne) は、以下の付帯条件をつけ、原住民信託地の計画を認めた (Mvunga 1980, 33)。その条件とは①原住民居留地と原住民信託地は合併しないこと。信託地は別途、国務大臣に帰属する。②ヨーロッパ人に対する原住民信託地の分譲はアフリカ人の利益に資すること。③ヨーロッパ人に対する土地の分譲についてチーフなど原住民統治機構に相談すること。そして、④生産性の高い農業用地が原住民信託地に含まれ、原住民が利用できるようにすること、であった。

原住民信託地の枠組みが決定されて、1942年に鉱物・土地調査委員会（Commission for Mines, Lands and Surveys）が創設され、各地における土壌や自然生態の豊かさ、鉱物資源の分布に関する調査をした。農地に適した肥沃な土地、鉱物資源の埋蔵が確認された場所、ヨーロッパ人の入植地は王領地に分類され、それ以外の場所は原住民信託地に区分された。委員会は緊急性を要する三つの地域、ムクシ県とンドラ県、北チャーターランドの土地分類から着手した。北チャーターランドの土地は北ローデシア政府によって購入され、これらの土地にはヨーロッパ人の入植が開始されており、王領地に指定された。現在の北部州と北西部州は、ヨーロッパ人入植地がまばらであったため、原住民信託地に設定された。

北ローデシア政府は委員会による土地分類の報告書を受け取ったが、ヨーロッパ人入植者からは激しい反応があった（Mvunga 1980, 34）。それは、アフリカ人の利用のみに制限する原住民信託地が設定されると、ヨーロッパ人の土地取得が難しくなると判断されたためであった。委員の一人、英国人農家のゴー・ブラウンは妥協点を見出すべく、それぞれの州にヨーロッパ人用の6000エーカー（24平方キロメートル）の原住民信託地を確保することを提案し、ヨーロッパ人農家もこれに同意した（Gann 1963, 372）。

この合意に基づいて、1947年10月14日に、原住民信託地の制度は勅令（Native Trust Land Order in Council）によって正式に認められた。この勅令は、アフリカ人と土地とのつながりを認め、ヨーロッパ人による土地取得を制限した。このように王領地と原住民居留地、そして第3のカテゴリーである原住民信託地が土地制度の枠組みに導入され、独立後の土地制度の基礎となった（Gann 1963, 373; Mvunga 1980, 35）。原住民信託地は国土の57%を占めた。アフリカ人の占有する原住民居留地や原住民信託地では、土地の権利は各民族のやり方、つまり慣習法で規定されることになり、各民族の伝統的支配者の裁量に任されることになった。

第二次世界大戦後に世界各地の食料・資源の需要が高まり、北ローデシアにおける鉄道沿線の王領地にはヨーロッパ人の入植希望者が増え、おもに南

ローデシア向けの食料を生産する大規模農場が拡大した。原住民信託地の創設によってアフリカ人の土地権利は認められたものの、ヨーロッパ人によって土地が奪われるのではないかという不安がアフリカ人に広がった。南・北ローデシアとニアサランドを統一して、ローデシア・ニアサランド連邦 (Federation of Rhodesia and Nyasaland) を樹立しようとする動きがあり、それに対して北ローデシアの伝統的権威120人から反対の請願も出されたが、1953年には連邦国家が樹立した。これにより、北ローデシアが南ローデシアとのつながりを深め、土地収奪に対するアフリカ人の不安はさらに大きくなった (Roberts 1976, 209)。英政府にとって、連邦の樹立は領土と入植者を効率的に統治するための手段であったが、アフリカ人の土地に対するナショナリズムの高まりをもたらすことになった。このような機運のなかで、1960年には農地法 (Agricultural Lands Act) が制定され、農水大臣 (Minister of Agriculture, Food and Fisheries) の任命による農業土地委員会 (Agricultural Lands Board) が王領地の土地権利——自由土地保有権と30年間の土地リース権——を付与し、その権利はヨーロッパ人だけではなく、アフリカ人に対しても開かれるようになった (農地法 第3節 ; Kaunda 1993, 94)。

#### 第4節 カウンダ政権期

1964年に北ローデシアはザンビアとして独立した。独立当初、ザンビアの政治は第一党の UNIP (統一国民独立党 : United National Independence Party) を中心とする政権であった。UNIP は人道主義による社会主義を標榜した。独立後、国有地および居留地に関する条令 (Orders, State Lands and Reserves) により、王領地と原住民居留地は大統領に帰属するとされ、1928年の北ローデシア勅令は破棄された。また、原住民信託地についても、1964年の信託地に関する条令 (Orders, Trust Land) により大統領に帰属するとされ、英国の主権が及ぶことのないよう、1947年の勅令が破棄された。王領地は国有地

(State Land) と名称が変更され、原住民居留地と原住民信託地はともに原住民 (native) という表現が削除された。名称が変更されたものの、土地制度の枠組みは、独立以前のもものが継承された (Mvunga 1982; Malambo 2013)。

1969年には国民投票によって憲法が改正され、土地制度が転換することになった。1970年の土地収用法 (Lands Acquiring Act) の成立によって、政府が未開発地——とくに不在地主による未利用地——を接収することが認められた。1964年のバロツエランド協定 (Barotseland Agreement) によって、バロツエ王国の土地に対する権限は認められ、ザンビア大統領には帰属しなかった。このことは、1964年憲法においても認められた (第8条)。バロツエランドにはロジ王国の自治権が与えられていたが、1970年には西部州法 (Western Province <Land and Miscellaneous Provisions> Act No. 47) の施行によって、バロツエランドは居留地としてザンビア大統領に帰属することになった。ただし、カウング大統領が土地制度における伝統的権威の役割を認めたため、伝統的権威による統治から近代国家による統治への転換は極めて不徹底であり、伝統的制度と近代的制度が併存する状態が出現した。

土地は国家の所有とするカウング大統領の考えは、1975年の土地法 (Land <Conversions of Titles> Act) に表現された。1975年6月30日、大統領は土地法の改正を発表し、翌日に法律が発効した。ザンビアの国土はすべて大統領に帰属することが確認され (土地法 第4節)、国有地にそれまで存在した自由土地保有権は廃止され (同・第5節)、自由土地保有権と100年を超える土地リース権は100年未満の土地リース権に転換された (同・第5、6節)。リース権の期間が満了した場合、大統領が認めれば、リース権の期間延長は可能であった (同・第12節)。また、土地の売買は禁止され、土地そのものには市場価値を認めないことにした (同・第13節)。ザンビア政府は法律の改正によって貸借権の移転を直接管轄するようになった結果、建物や農業インフラだけが売買できた。この土地法によって、土地市場は厳しく抑制された (児玉谷 1999)。また、個人の土地に土地リース権が認められていても、その土地に埋蔵する鉱産物や貴金属については政府に開発する権利が認められていた

(土地法 第3節)。

1975年の土地法の制定によって、植民地期の土地制度が抜本的に変更されたと解釈されることもあるが、独立前の勅令による土地制度と大きな変化はなかった。外国人による居留地の土地使用は5年間までしか認められていなかったが、大統領の認可があれば、外国人は居留地と信託地において99年間までの占有権を得ることができた。1985年の修正土地法 (Land (Conversions of Titles) [amendment] Act No. 15) により、大統領の認可があれば、外国人は居留地と信託地において最長99年までの土地リース権を取得することが可能となった。つまり、独立後の大統領は、独立前の北ローデシア総督と同等の権限をもつことになった (Roth, Khan, and Zulu 2003)。大統領や県庁、チーフが認めれば、外国人であっても、居留地と信託地において最大250ヘクタールまでの土地所有証明書の取得ができるようになった (Chileshe 2005)。

1980年に成立した地方行政法 (Local Administration Act) によって、55県のそれぞれに県庁 (District Council) が開設された (Tordoff and Young 1994)。一党独裁だった UNIP の政権基盤を地方に広げ、強化するねらいがあったが、この法律によって伝統的権威が地方行政組織に正式に組み込まれた。土地省 (Ministry of Land) は1985年に、土地取得希望者が土地リース権の取得を申請するまえに、チーフの同意を得ることを義務づけた。こうして、土地取得希望者が居留地と信託地の土地リース権を得るためには、チーフ、県庁、中央政府で手続きをとらねばならず、手続きが複雑で、土地権利の取得には長期間を要することになった (Roth, Khan, and Zulu 2003)。

## 第5節 1995年「新・土地法」の成立

ザンビアでは1991年に、初めて複数政党制選挙が実施された。この複数政党制選挙によって誕生したチルバ大統領と与党の複数政党制民主主義運動 (Movement for Multiparty Democracy: MMD) は市場経済原理を重視し、経済自

由化の路線をとり、土地についても土地の商品化の促進、土地所有権の強化、外国資本による投資の促進といった観点から土地改革を進めた（兎玉谷 1999; Brown 2005; 大山 2009; Chu 2013）。その結果、ザンビアでは、ほかの南部アフリカ諸国と同様に、市場メカニズムに基づく土地の取得制度が急速に整備された。この流れの背景には、市場メカニズムの導入と近代的な法整備によるアフリカの貧困削減という国際的な取り組みがある。ドナー諸国は、土地に対する所有権の確立が貧困を削減し、資本の蓄積を促すという議論を根拠に、市場メカニズムによる土地取得制度の確立と近代的な土地制度の成立を推進している。ザンビア政府は、ドナー諸国の要請に応じる形で、1995年に土地保有制度を改正する土地法（Land Act）を定めた。

改正された土地法の主要な論点として、大きく3点を挙げることができる。1点目は、土地所有証明書（title deeds）と土地の保有権を大幅に強化したことである。ザンビア国内の土地は大統領に帰属し（土地法 第3節第1項）、土地法は個人の自由所有権を認めたわけではないが、99年間の土地リース権を認めることによって、事実上、土地の私有が許可されたと認識され、土地の売買がさかんになっている。2点目は、外国人による土地所有の制限を緩和したことである。1995年の土地法では、ザンビア在住の外国人、あるいは大統領の認可を受けた外国人であれば、土地所有証明書を取得し、土地リース権を所有することが可能となった（同・第3節第3項）。3点目については、共同保有の土地の管理を外見的にも、実質的にも変化させたことである。法律のうえでは、居留地と信託地は慣習地にまとめられ（同・第2節）、慣習地における土地リース権の取得が認められた（同・第8節）。伝統的権威の認可があれば、外国人投資家やザンビア人が慣習地の土地所有証明書を取得することも可能となった。国家や地域の利益に資することが認められれば、国外あるいは国内の在住者に関係なく、投資家が慣習地の土地を所有することが可能となった。土地権利の付与には、土地省、あるいはチーフの判断が重視され、慣習地の土地権利に対するチーフの裁量が強化された。

2003年以降のザンビアでは、1995年に制定された新・土地法によって、ザ

ンビア国内では慣習地における土地所有証明書の発行数が大幅に増加している。土地省は正確な記録をとっているわけではないものの、年間に約2000件のペースで発行件数が増えている (Brown 2005)。近年、国内における土地収奪の問題が頻繁に報じられる一方で、慣習地に対する土地リース権の付与によってプランテーション農場や工業団地、ホテルやガソリンスタンドなどの建設が進み、経済開発が進んだと高く評価する研究者もいる (Malambo 2013)。

### まとめ——ザンビアにおける土地制度の特徴——

ザンビアにおける土地制度の変遷として、以下の3点の特徴を挙げることができる。1点目は、BSACの英国人探検家や官吏、軍人が主要民族のチーフと交渉し、NWRとNERの占領を進めたことである。BSACはロジ王国とコンセッションを結び、パロツエランドにおけるロジ王国の自治権を認めた。NERのンゴニやベンバ、ルンダの各王国とは武力と交渉を組み合わせることによって、BSACは各民族を征服し、コンセッションを結んだ。2点目は、北ローデシアの統治が、その初期にはBSACによる会社経営であったことである。英政府の承諾を得ず、BSACが北ローデシアの土地を入植者に分譲し続けた結果、土地所有をめぐる正当性について、BSACと英政府とのあいだで議論が交わされた。BSACが勅令やコンセッションによって入手していない土地については、英政府によってBSACの権利は無効であると判断され、1924年にBSACが北ローデシア統治を英政府に移管した結果、北ローデシアの大部分の土地は、英王室に帰属することが確認された。各民族のチーフや村長は原住民統治機構に組み入れられ、間接統治が進められることになった。

3点目は、植民地政府によってヨーロッパ人向けの土地としての王領地と、アフリカ人向けの原住民居留地、原住民信託地の制度がつくられ、この枠組

みが独立以後にも継続されたことである。ザンビアの土地制度の二重性は、BSAC および北ローデシア政府によって生み出された。すなわち、王領地は英王室によってヨーロッパ人入植者に対して分譲され得る土地であり、英本国の法律に準拠し、入植者には自由土地保有権もしくは土地リース権が与えられた。原住民居留地や原住民信託地については、土地の権利は各民族のやり方、つまり慣習法で規定されることになり、各民族の伝統的権威の裁量に任された。ヨーロッパ人に対して原住民居留地や原住民信託地の土地を分譲することには規制がかけられたが、決定権者、つまり独立前には総督、独立後には大統領によって認可されたときには、ヨーロッパ人に対する土地の分譲が認められた。居留地や信託地の土地権利の付与については、多分に、決定権者の裁量に委ねられてきたのである。決定権者の判断、土地取得希望者の政治力や決定権者とのつながりの強さによって、土地権利の付与が決められてきた歴史があるといえる。

謝辞：本論考の調査は、日本学術振興会科学研究費補助金（25580172、25300011、24255019、60191938、15H02591）によって実施いたしました。記して、感謝いたします。

### [参考文献]

#### <日本語文献>

- 秋田茂 2012. 『イギリス帝国の歴史——アジアから考える——』中央公論新社。
- 大山修一 2009. 「ザンビアの農村における土地の共同保有にみる公共圏と土地法の改正」 児玉由佳編『現代アフリカ農村と公共圏』アジア経済研究所 147-183。
- 2011. 「ザンビアにおける新土地法の制定とベンバ農村の困窮化」 掛谷誠・伊谷樹一編『アフリカ地域研究と農村開発』京都大学学術出版会 246-280。
- 2015. 「慣習地の庇護者か、権力の濫用者か——ザンビア1995年土地法の



- 土地配分におけるチーフの役割——』『アジア・アフリカ地域研究』14(2) 244-267.
- 児玉谷史朗 1999. 「ザンビアの慣習法地域における土地制度と土地問題」池野旬 編『アフリカ農村像の再検討』アジア経済研究所 117-170.
- 長島伸一 1989. 『大英帝国——最盛期イギリスの社会史——』講談社.

<外国語文献>

- Benjaminsen, Tor A., and Christian Lund 2003. "Formalisation and Informalisation of Land and Water Rights in Africa: An Introduction," In *Securing Land Rights in Africa*, edited by T. A. Benjaminsen and C. Lund, London: Frank Cass, 1-10.
- Brown, Taylor 2005. "Contestation, Confusion and Corruption: Market-based Land Reform in Zambia," In *Competing Jurisdictions: Settling Land Claims in Africa*, edited by S. Evers et al. Leiden and Boston: Brill, 79-102.
- Buell, Raymond L. 1965. *The Native Problem in Africa*. London: Frank Caas and Co. Ltd.
- Caplan Gerald L. 1968. "Barotseland: The Secessionist Challenge to Zambia," *The Journal of Modern African Studies* 6 (3) : 343-360.
- Chileshe, Roy Alexander 2005. *Land Tenure and Rural Livelihoods in Zambia: Case Studies of Kamena and St. Joseph*. A thesis submitted for the degree of Ph.D in Development Studies. University of the Western Cape.
- Chu, Jessica M. 2013. "A Blue Revolution for Zambia?: Large-Scale Irrigation Projects and Land and Water 'Grabs'" In *Handbook of Land and Water Grabs in Africa: Foreign Direct Investment and Food And Water Security*, edited by A. Tony et al. London and New York: Routledge, 207-220.
- Firmin-Sellers, K., and P. Sellers 1999. "Expected Failures and Unexpected Successes of Land Titling in Africa." *World Development*, 27 (7) : 1115-1128.
- Galbraith, John S. 1974. *Crown and Charter: The Early Years of the British South Africa Company*. Berkeley and Los Angeles: University of California Press.
- Gann, L. H. 1958. *The Birth of a Plural Society: The Development of Northern Rhodesia under the British South Africa Company 1894-1914*. Manchester: Manchester University Press.
- 1963. *A History of Northern Rhodesia: Early Days to 1953*. New York: Humanities Press.
- Grotperter, John J., Brian V. Siegel, and J. R. Pletcher eds. 1998. *Historical Dictionary of Zambia Second Edition*. Lanham and London: The Scarecrow Press.
- Gulliver, P.H. 1961. "Land Shortage, Social Change and Social Conflict in East Africa". *The Journal of Conflict Resolution*, 5 (1) : 16-26.
- His Majesty's Stationery Office 1926. *Annual Colonial Reports Northern Rhodesia Report*

- for 1924-1925 No. 1292. London: H. M. Stationery Office.
- 1935. *Annual Report on the Social and Economic Progress of the People of Northern Rhodesia Report for 1934 No. 1721*. London: H. M. Stationery Office.
- Kaunda, Moses 1993. *Land Policy in Zambia: Evolution, Critique and Prognosis*. Ph. D thesis of King's College: Cambridge.
- Langworthy, Harry W. 1972. *Zambia before 1890: Aspects of Pre-Colonial History*, London: Longman.
- Le Roy, Etienne 1985. "The Peasant and Land Law: Issues of Integrated Rural Development in Africa by the Year 2000," *Land Reform* (1/2) : 13-42.
- Maganga, Faustin P. 2003. "The Interplay between Formal and Informal Systems of Managing Resource Conflicts: Some Evidence from South-Western Tanzania," In *Securing Land Rights in Africa*, edited by T. A. Benjaminsen and C. Lund, London: Frank Cass, 51-70.
- Malambo, Augrey H. 2013. "Land Administration in Zambia since 1991: History, Opportunities and Challenges," *Global Advanced Research Journal of History, Political Science and International Relations*, 2 (4) : 53-66.
- Meebelo, Henry S. 1971. *Reaction to Colonialism: A Prelude to the Politics of Independence in Northern Zambia 1893-1939*. Manchester: Manchester University Press.
- Moyo, Sam 2007. "Land Policy, Poverty Reduction and Public Action in Zimbabwe." In *Land, Poverty and Livelihoods in an Era of Globalization*, edited by A. H. Akram-Lodhi, S. M. Borras Jr., and C. Kay, London and New York: Routledge, 344-382.
- Mvunga, Mphanza P. 1980. *The Colonial Foundations of Zambia's Land Tenure System*, Lusaka: National Educational Company of Zambia Limited.
- 1982. *Land Law and Policy in Zambia*. Gweru: Mambo Press.
- Roberts, Andrew 1976. *A History of Zambia*, New York: Africana Publishing Company.
- Roth, Michael, A.M. Khan, and M.C. Zulu 2003. *Legal Framework and Administration of Land Policy in Zambia*, Lusaka: Government Printers.
- Sjaastad, Espen, and Daniel W. Bromley 1997. "Indigenous Land Rights in Sub-Saharan Africa: Appropriation, Security and Investment Demand." *World Development*, 25 (4) : 549-562.
- Tembo, Alfred 2010. "African Peasant Reaction to Colonial State Policies in Chipata District of Northern Rhodesia (Zambia), 1895-1939." *Journal of Humanities*, 10: 39-53.
- The Post* 2013. "Massive Land Grabbing' by Foreign Companies." 29 October.
- Times of Zambia 2012a. "Sata Assures Chiefs of Rural Uplift." by Kaiko Namusa, 29 November. (<http://allafrica.com/stories/201211290483.html> 2015年7月20日アクセス)

ス)

- 2012b. “134 Families Face Forced Displacement.” by Victoria Phiri, 29 August. (<http://allafrica.com/stories/201208291124.html> 2015年7月20日アクセス)
- 2013. “Isoka Gets 20 Hectares for Industrial Cluster.” 30 January. (<http://allafrica.com/stories/201301300790.html> 2015年7月20日アクセス)
- 2014. “Bangladeshi Investors Given 250 Hectares in Mwanabombwe.” by Ben Phiri 19 January. (<http://allafrica.com/stories/201401201643.html> 2015年7月20日アクセス)
- Tordoff, William, and Ralph A. Young 1994. “Decentralisation and Public Sector Reform in Zambia,” *Journal of Southern African Studies*, 20 (2) : 285-299.
- von Blanckenburg, Peter 1993. “Large Farms as Object of Land Reform: the Case of Zimbabwe.” *Quarterly Journal of International Agriculture*, 32 (4) : 351-370.